

鳴門市物品業者等指名停止措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳴門市が発注する物品の購入、製造及びその他の競争入札等の適正な執行を確保するため、不法・不当行為等を行った業者（鳴門市物品の購入等に係る競争入札及び随意契約参加資格審査要綱の規定による物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に記載されたもの。）の指名停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 指名停止の内容に関する事項は、鳴門市建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成21年5月10日施行）を準用する。この場合において、同要綱中「入札参加資格停止」とあるのは「指名停止」と読み替えるものとし、「鳴門市工事等指名審査委員会」に関する規定は準用しないものとする。

(必要事項)

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日以降に納品等があるものについては、この要綱の規定を適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。